

県民生活審議会
第3回 参画・協働推進専門委員会議事録

・ 日時 平成17年12月21日(水) 13:30～15:30

・ 場所 兵庫県公館 第2会議室

・ 出席者 委員：小西委員長、山下副委員長、牛建委員、北野委員
小沼委員、立木委員、野崎委員、速水委員、森委員
県：辻井県民政策部長、木村地域協働局長、藤原参画協働課長、
沖本参画協働システム係長

・ 議事

- ・ 「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づく施策の効果の検証(最終報告案)について
- ・ 「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」の改定方向について

・ 内容

1. 開会

(事務局)

開会にあたりまして、県民政策部長より一言ご挨拶申し上げます。

(部長)

委員長をはじめ専門委員会の皆様には、年末も押し迫った大変お忙しい中、ご出席賜り心よりお礼申し上げます。

今回は検証の中間とりまとめについてご審議いただきました。今回は、最終報告についてご審議いただきますとともに、最終報告で見えてきた課題への対応を踏まえた、支援指針・推進計画の改定案についてもご検討いただきたいと思います。

最終報告ということで、分厚い資料になっており、誠に申し訳ありません。今後は、できるだけ分冊にするなど、資料の整理に努めて参りたいと思いますのでお許しいただきたいと思います。

条例施行3年を経過しようとしているわけですが、参画と協働を進める取り組みは徐々に広がってきており、例えばアドプトプログラムでも、河川、道路等、契約を結んでいる区域は非常に多くなってきております。今回ご審議いただきます検証の中で、見えてきた課題、例えば、情報をどう共有するのか、活動したいと思うけれども場面がなかなか見つからないといった課題への対応を踏まえて、支援指針・推進計画の改訂に取り組みたいと思っておりますので、どうかご指導のほどよろしくお願いいたします。

(事務局)

《資料確認》

それでは、ここからの進行は委員長にお願いします。

2. 議事

(委員長)

それではいつもと同じように、皆様のご協力を得ながら、議事運営をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

本日は、前回ご審議いただいた「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づく施策の効果の検証(中間まとめ案)」に、前回いただいたご意見を踏まえて修正した「最終報告案」と、「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」の改定方向についての議論をお願いしたいと思います。

「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」は、「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づく施策の効果の検証(最終報告案)で明らかになった課題や必要な措置を踏まえて補強・改定するべきであろうと考えています。

最初に、これまでのプロセスも踏まえて、資料について説明いただきたいと思います。前回の中間とりまとめ案と最終報告案がどう変わったか、どのあたりが新たに加わったかを重点的に説明していただきたいと思います。

早速ですが、事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局)

《資料を使って説明》

(委員長)

それでは、事務局からの説明に関して、どなたからでも結構ですので、ご質問も含めてご意見をいただきたいと思います。

今までの経緯と、本文 P13 以降について説明いただきましたが、前回いただいたご意見を踏まえて変更した点と、新たに付け加わった所もあります。いかがでしょうか、これだけの分量に対して今すぐ意見を出すのは厳しいことは重々分かっています。3月15日に県民生活審議会の全体会が開催される予定になっていますので、それまでにとりまとめなければいけません。今お気づきの点があればご意見をいただき、少し時間をおいて、その間にお気づきの点があれば、追加的に意見をいただくという形にならざるを得ないと思っています。

(A委員)

行政の縦割りの解消といった点が気になります。県民局ごとの総合窓口機能の拡充といったことが書いてありますが、ボランティアプラザ、生活創造センター、まちづくりセンターなどの機能の有機的な結合が必要ではないかと今までの議論でも申し上げてきました。専門家の派遣というような形でつなげる必要があるのではないかと思います。みんなが参画と協働を掲げてそれぞれされているのですから、そういう視点も入れていただきたいと思います。

(事務局)

ご指摘のとおりです。地域づくり活動、ボランティア活動を支える観点はいろいろあります。例えば、ご指摘の機関はもちろん、国際交流協会なども含めて、各種の機関が一度集まって情報交換してみても、何か埋められる部分があるのではないかと考えます。とりあえず顔合わせの会議から始めていこうと思っています。

(B 委員)

資料 3 - 2 の P15 に、災害時を想定したネットワークづくりと書いてあります。これは重要なことだと思いますが、ボランティアプラザが中心になって積極的に働きかけるということについて、震災以降 10 年間実際に活動している災害支援の団体は、本当に当事者として、そういう機能をプラザに求めているのでしょうか。教えていただきたい。

(事務局)

去年、台風 23 号の時に洲本と但馬で被害がありましたが、ボランティアプラザは地域に災害ボランティアを派遣して活動拠点を設置し、ボランティアセンター、関係する NPO、地域団体がともにそこで災害対応を行いました。3 万人のボランティアに、泥かきや掃除などを実際にやっていただいた経験があります。全国的に見ても、ボランティアセンターが中心となり、平常時から災害対応のあり方を研究している事例が多くあります。

一方で災害 NPO も多く存在していますので、平常時からそれらをいかに有機的に組み合わせるのかについて、今年からひょうごボランティアプラザを中心に研究会を開始しております。そこには経営者団体の方も、労働組合の方も地域の方も入っていただいています。そういったネットワークをつくっていかれると思っています。

(C 委員)

一つは、担い手づくりについてです。今まで地域創生塾や 500 人委員会など、さまざまな形で地域の指導者を養成してきたわけですが、やはり担い手づくりが課題にあがっています。これまでの何が良くて、何が悪かったのかということをしっかり検証しないまま、また、新たな養成講座が始まってしまっただけではいけないので、過去の取り組みをしっかりと検証することが大事だと思います。

次に、ボランティアプラザは、県下全域でどういうつながりを持っているのかということです。市町のボランティアセンターの職員は、ずいぶん距離を感じている。ボランティアプラザがすべての機能を担えるのかを考えていかなければいけないと思います。また、ボランティアプラザにはたくさんの事業が任されているが、一つひとつの事業を評価・検証する時間があるのかどうかということです。トータル的には見られても、個々はなかなか見られない。これからの問題かもしれませんが、そのあたりがしっかりしないと、次の指針・計画を出す時に、非常に出しにくい部分があるのではないかと思います。

ネットワークについてもずいぶんと言われているが、本当にうまくネットワークができている場がどこにあるのかという気がします。言葉でごまかしてしまっているように感じます。

ハンドブックづくりと書いてありましたが、去年は事例集をつくりました。事例集はどのように活用されているのかを明らかにして、次はハンドブックをつくらうということにつなげていかなければならないと思います。何かいい事例はありませんか。次々と新しいものをつくれればいいのではないと思います。

(事務局)

担い手づくりについては、リーダー養成講座を受講し、地域で活動しましょうと言ったからといって、すぐ地域で活動していただけるというわけではありませんので、ご指摘は大変重要かと認識しています。特に、2007 年には地域に大量の退職された方が帰ってくるので、そういったことも念頭に置きながらいろいろな機会を提供できればと思っています。

そのためには、また新しい施策かと言われるかもしれませんが、何か考えなければいけないと思っています。

ボランティアプラザについては、昨年度の復興基金の終了にともない、ボランティア基金の事業見直しを行いましたので、その総括をプラザともどもやっていきたいと思えます。

（事務局）

事例集については、ノウハウ的なものが載っておりますので、例えば地域づくり活動サポーターの研修で配付し、地域での活動に関わる際に生かしていただくように活用しました。そのような中で、何かしたいと思った時に、まず何をしたらよいか、どこに行けばよいかなどという県民の立場に立って、アプローチがしやすいもの、例えば手順を追って記載されているものなどがあつた方が、もっと県民に響くのではないかという意見もいただきました。その辺も踏まえて、名称はあくまで仮称ですがハンドブックというものを考えております。

養成講座については、従来から、講座で学んだはいいが、地域に帰って活動するきっかけが得られず、何か浮いているなどと言われます。このため、地域のリーダーの方とうまくつながりを持っていく、あるいは、これまでC委員がずっとおっしゃっていましたが、これは活動リーダーを養成する講座、これは入門編というように習熟度別に考えていくことを担当部局に検討してもらっています。

（D委員）

リーダーを養成する講座はたくさんありますが、時間を持て余しておられる方が、あれもこれもと参加されていると場合が非常に多いと思えます。それでは県費がもったいないと思えます。ある程度有料化する必要があるのではないのでしょうか。また、講義内容も考える必要があるのではないかと思えます。

資料3 - 2のP24に「県民の目に見える形の参画と協働」について記載されています。今さかんに言われています子どもの登下校、特に下校時の安全について、私が住んでいる新宮町では、3日間、小学校で会議をしました。震災がボランティアを生んだように、子どもたちの問題が出て、地域や親、祖父母がなんとかしないといけないと地域で考える動機づけになったのは事実です。県民の目に見える形で展開するということは、参画・協働の入り口ではないかと思えますので、大変よいのではないかと思えます。

（E委員）

協働の担い手としてボランティアプラザは運営されてきたと思うのですが、社協のよさというものがまったく無くなってしまっています。社協の顔が見えず、県がやっているように見えます。民が運営することのよさを、もう少しボランティアプラザにも活用すればよいと思えます。

例えば、災害時にボランティアプラザは全県的な支援拠点として、自ら手を挙げてみんな集まれと号令をかけられるような自発的な動きができたのではないかと思えます。民間のよさを全面に出しながら、民間と県が協働して、ひょうごボランティアプラザのよさが感じられるものにしたいと思えます。どんどん逆の方向に行ってしまうとちょっと残念だと思っています。県がしっかりし過ぎているという面もあると思えますが、もっと民間らしく運営してほしいと思っています。

(局長)

今おっしゃった指摘はそのとおりだと思います。各市町のボランティアセンターの所長の方々と私的な勉強会を行っておりますが、地域団体、ボランティアグループとボランティアセンターとのつながりを意識していかなければならないと考えております。

(A委員)

私は社協が民だと思いたいが、なかなかそう思えません。現状は県の職員が中心になって動いておられるが、プラザの役割として、社協とNPOをつなぐということをもっと深めてほしいと思います。私は運営協議会のメンバーなので、社協のボランティアセンターのコーディネーターの方々と年に1、2回、懇談の機会がありますが、もっといろいろな話をしたいと思うのですが、それらをつなぐことが一番大きな課題だと思います。

(F委員)

まず、最終報告書の分量が多すぎるので、もっとまとめられないものかと思います。読み手のことを考えて欲しい。内容をみると、項目が違うけれども同じようなことが書かれているので、もう少し整理できないでしょうか。

先ほどから社協とNPOの話が出ています。社協というのは本来、民間のはずです。行政が出向して骨組みをつくって、独立採算でやっていかないといけないにも関わらず、行政の補助金や取り組みに依存していて、残念ながら、社協はまだまだ民間ではないと思っております。

最後に、分かりやすくまとめ、簡単に理解できるものにしてほしいということをもう一度言っておきます。

(G委員)

資料3 - 2のP10に「県民の活動拠点の充実」について記載されています。みんなが集まれるところを探しても、私が住んでいるのは田舎ですから、商店街の空き店舗や地元企業の空き施設等がまったくありません。空いている民家はたくさんあって、そこを借りるようにしたのですが、これに対しての支援は全然ありません。みんなでいくらかずつ持ち寄ってやっていますが、このような支援制度がないのは疑問に感じます。

(F委員)

それはパワーアップや、これから本格実施される県民交流広場を利用されたらよいと思います。なかなか向こうからは言ってきてくれないと思います。

(C委員)

資料2のP18にある「地域に自分の活躍の場がある人の割合」について、神戸、阪神地域が少なく、但馬、丹波、北播磨が多いという結果になっている。P19の「地域づくり活動に取り組んでいる人の割合」についても、神戸と比べて但馬、丹波は10%以上高い。これは大きな特徴だと思います。このような地域差があることを敏感に受け止めて、施策に反映させなければなりません。例えばパワーアップ事業でも、神戸・阪神と但馬・丹波・北播磨では支援方法に違いがあってよい。そういうことに検証の結果を生かさないと意味がないと思います。

(B 委員)

一つはC委員がおっしゃった P18、P19 についてですが、確かに但馬・丹波では、地域活動は熱心です。神戸・阪神の都市部は熱心ではないのかということ、必ずしもそうとは言えません。例えば、認証NPO法人の数を見ると、神戸・姫路・阪神間が多いことから、新しい形の地域活動はむしろ都市部で増えているのではないのでしょうか。全国でもその傾向がみられますし、兵庫県は日本の縮図ですので、おそらくそうなるのではないかと思います。人口で考えると都市部で低いといえないのではないかと思えるので、割合だけで見るのはちょっと気になります。ですから、NPO法人の認証数を地域別に入れてみてはどうかと思います。

二つ目はE委員の話に戻るのですが、資料3 - 2の P15 でやはり気になるのが、災害時のネットワークについて、プラザが先にあることが気になります。プラザがネットワーク拠点だというのは誰が決めことですか。

(F 委員)

確かにそれはおかしいと思います。

(B 委員)

私は内閣府の災害のボランティアの委員会に出席していますが、そこにはプラザの方ではなく、社協の方が来られます。救援するだけではなくて、自分の地域が災害に合った場合に援助を受ける「受援」も大事ですので、普段からのネットワークというのは、何も県内だけではなく、県外とのネットワークづくりも必要です。そういう意味で地道に活動を続けてきたのは県社協のプロパーの職員です。プラザのスタッフの構成は、市町社協と違ってプロパーの職員が多い。プラザ設立時には社協のよさがあったが、社協出身の管理職級がないことも含めてE委員の懸念があると思います。ですから書き方としてプラザが先にあるというのは気にかかります。

(事務局)

まず、現在のNPO法人認証数は、約 850 あります。神戸が 350、阪神間を含めると 600 程度あります。意識調査結果とこれらのデータを、どう捉えるか重要です。

もう一つ、災害時の活動支援拠点についてはご指摘のとおりです。先ほど災害時に先遣隊を派遣したということをお申し上げしましたが、正確には、県社協とボランタリープラザと神戸市社協の職員とが一緒になって現地に行きました。このあたりの表現を注意したいと思います。

(F 委員)

プラザを第一人者として取り上げようとしたのではなくて、社協はあって当たり前という意識が根付いているのではないかと思います。社協は福祉の草分けというか、県でも市町でも、福祉というと社協が動いて当たり前です。一方、ボランタリープラザは目新しい民間団体という認識があって、そういうふうな取り上げ方になったのではないのでしょうか。まず、社協を取り上げるべきであって、目新しいもののみを取り上げるべきではないと思います。

(C委員)

都市部と郡部での地域活動に取り組む割合の差に関してですが、法人認定されたNPOの数だけでは判断できないと思います。条例制定時には、郡部ではそんな認定を受けなくてもいいとか、関心がない人も多かったのだと思います。資料2のP41を見ても、この地域は何が強く何が弱いのか、地域特性をだからどういう支援が必要かを考えるのに役立てなければならぬと思います。

(委員長)

できるだけ地域特性を...とは書いてあります。皆さんがおっしゃったように、地域によっていろいろ違いがあるのは認識して書いているのですが、もう少し強く出るように書いた方がよいのかもかもしれません。

(A委員)

数字については、活動に参加しているパーセントが高いので素晴らしいと言ってしまうのは危険だと思います。中山間部は、支え合わないと暮らしていけない厳しい条件があるわけですから。

先ほどからプラザや社協の話が出ていますが、戦後、確かに社協が果たしてきた役割はそれなりに大きかったと思います。以前にも、これからどういう方向性で進んでいくかというベクトルの話をさせてもらいましたが、参画・協働社会をつくっていかうとしている時に、社協がどうか、NPOがどうかという話ではなくて、方向性をどこに考えるのか、少しベクトルが変わってきたなかでどうするのか、社協やNPOはどう協働するのか、その中でプラザはどのような役割を果たすのか考えるべきだと思います。

(H委員)

この検証は、誰が実施し、誰に報告するものなののでしょうか。読んでいて、役所の文章はだいたいそうですが、主語がない書き方です。「県が」を入れて読める部分と、第三者的に客観的な書き方をしている部分があります。特に、「必要です」という終わり方が多用されています。「見直しが必要です」という記載は、誰が誰に向けて言っているのかが気になりました。もし県が言うのであれば、「見直します」となるべきだろうと思います。

県行政の参画・協働に関してですが、附属機関等の委員公募や県民意見提出手続(パブリックコメント手続)等の既存の仕組みしか評価がされていません。こういうものは、やっけていて当たり前で、今後は決定のためのパートナーシップの方向性があるのではないのでしょうか。これまでやってきたことの改善に加えて、さらに新しい取り組みや方向性を考えるべきだと思いますが、それが無いのはちょっと寂しい。ワンフレーズでもよいので、例えばパブリックインボルブメントという言い方をして、もう一歩踏み込んで、県民を巻き込んで一緒に取り組みます、というニュアンスがあってよいのではないかと思います。

(事務局)

確かに、客観的に記載している部分もあり、再度、見直しをします。条例の附則にも書いてありますが、施策の効果の検証を行うのは県ですので、主語は県です。自分たちに対して厳しく検証をし、その結果に基づいて必要な措置を考えてお示しします。

(A委員)

もう12月なので、来年度の施策を考えてこういう表現になったのではないかという気がします。検証のまとめばかりを聞かされているので、横の連携をやっていこうといってもらった方がよいのではないのでしょうか。

(C委員)

例えば、地域で何かしたいと申し出があればアドバイザーを派遣する、行政の担当者がちゃんと話を聞きに行く、といった「出て行く」という視点を入れていくことが大事ではないかと思います。

認証NPO法人数が850あるということですが、例えば指定管理者制度でNPO法人が受けやすくする仕組みをどう考えていくのでしょうか。今は実績があるところがだいたいやっていますが、実績がないけれどもやってみたいNPO法人もあります。NPOの財政支援を考えていかなければ、強いところはより強くなる一方で、弱いところはどんどん弱くなるのではないのでしょうか。このため、税金をNPOの活動に使えるような財政支援を考えてはどうでしょうか。例えば、私が納めている住民税の1%はこのNPOを指定しますから使って下さいというようなものです。

一方、NPO法人の申請相談に来られた時に、こんな厄介なこともいっぱいあるということをおちゃんと伝えなければならぬと思います。そうでなければ、NPOの法人資格だけ取得してしまえばよいということになります。

(H委員)

税金の1%を納税者が使い道を指定できるような仕組みですね。いくつか市レベルで取り組みがあります。

(事務局)

出て行くことの大切さをご指摘のとおりです。今、県民局単位で地域づくり活動サポーターを配置し、地域へ出て行くようにしています。プラザも地域展開していく上で、ネットワークを形成していく必要があることから、支援ネットという言い方をしていますが、プラザ自身が仕掛けて、支援機関の連絡会議を開催しています。ですから我々も含めて、地域で顔の見える取り組みをしていきたいと思っています。

来年度の施策の話では、現在の検討状況を踏まえて書いたものもありますので、逆に予算がつかなければ困ります。支援指針・推進計画の計画期間は5年ですから、地域展開や活動の継続性、多様性を踏まえて記載していきたいと考えています。

指定管理者制度ですが、県レベルでは、県営住宅等の施設で指定管理者の基本的考え方等を示して募集をしております。特にNPO、地域団体の方が地域施設の指定管理を受けることがあった場合に、事業の継続、必要な手間、事業収支等、いろいろな問題がありますので、事業が進むようによく考えなければならぬと思っています。なかなか一概には言えない難しいところがありますので、勉強していきたいと思っています。

1%システムは、確かに市町レベルではいくつかできていますので、面白い課題と言えます。一方で、メッセのような形で資金を集めて、アワードという形で資金を提供するといったやり方のほうが具体的かと思います。県税を考えた場合、こういった仕組みが可能なのか、また寄附金の多様化で対応する方法も考えられるので、総合的に考えていきたいと思っています。

(B 委員)

具体的なことで、資料 3 - 2 の P13 に「企業等から資金を募り…」とありますが、既存の事業でプラザが前からやっているボランタリースクウェア 21 と同じものでしょうか。

(事務局)

ここに記載しているのは、ボランタリースクウェア 21 を想定しています。

(B 委員)

頑張っただけ汗をかいても、なかなかお金は集まらない。また別のものができたのかと心配したのですが。

(事務局)

企業と団体を結びつけることも一つの課題とっておりますので、企業に対してボランタリー活動の重要性を訴えていく PR を考えています。

(C 委員)

それにはプレゼンが重要です。小さい団体へのプレゼンテーションの指導やアドバイスが必要で、うまくカバーして欲しいと思います。

(事務局)

今の時点では、指針・計画は大枠で捉えた表現になっています。例えば、パブリックコメントのイニシアチブは県にありますので、H 委員がおっしゃったようなパブリックコメントを超えた県民の発案を生かすような形での施策展開ということも念頭において記載しています。それを具体的にどう展開するのかまで書ききれぬのか不安はあります。

指針・計画は期間を 5 年とするため、ここに記載している内容に従い、今後、具体的な施策につなげていくことを、全庁的に働きかける指針になればいいという思いもあります。このため、当面できないものも書いてありますが、ただ、まったくできないものを書いてしまってもいけませんので、そのあたりも見極めながらもう少し具体性を持ったものにしていきたいと考えています。

(委員長)

検証結果に基づく対応としては、最終的な判断はあと 5 年間やってからにしたいということですね。年次報告を従来と違った形にして、もう少し的確に評価ができて対応がとれるように工夫する必要があると思います。その 5 年間の中身が資料 3 - 2 ですが、これは年次的なものにはなっておらず、5 年間でこういうことをやりたいというものです。フォローアップを今までと違った形でやりたいということになれば、5 年間にわたってこういうステップでやっていくという工程表を出していく必要があるのではないですか。

(事務局)

年次報告とは別に、年度当初に、来年度の施策がどういう方向で展開するかを展開方針でお示しします。状況が変わっていくことが予想されますので、今の時点で 5 年間で年次割りにするのは難しいと考えています。少なくとも毎年度末には、来年度の施策の展開方向をお示しする作業をしていきたいと思っています。

(委員長)

毎年度、展開方針に基づいて当該年度の事業を進め、それを1年経って検証するというをやっている、県はこのように検証した、これでよろしいですか、ということをお県民に聞くべきなのでしょう。

今回初めて資料が揃いましたので、すべて目を通してご意見をいただくというのは、時間的に到底無理だろうと思います。いつぐらいまでの意見回答ならよろしいですか。

(事務局)

指針・計画については、これから何度かご意見を伺いながら作業を進めたいと考えています。2月にはパブリックコメントも実施しながら、3月末を目途にまとめていきたいと思っています。

検証報告については、前回中間報告のご意見をいただき修正したものですので、大きな変更は厳しいと思います。

(委員長)

検証の最終報告案の大幅な修正については厳しいということですが、資料を別冊にする等、分量に圧倒されないように工夫して下さい。

(F委員)

概要版を分ければいい。

(事務局)

概要と本編と資料編を切り分けるとともに、本日のご指摘も含めて修正したいと思います。

(委員長)

立派なものをつくっても、見てもらわなければ意味がありませんので、皆さんに見ただけのような体裁にして下さい。

指針・計画の方は、もう少し中身に具体的なものを入れて、パブリックコメントに出したいということですね。

検証の最終報告案については、今日いただいたご意見をもとに修正し、その結果を委員の皆さんにお知らせします。お気づきになったところは、年明けぐらいまでにご意見をいただきたい。

これらのとりまとめは会長、副委員長、私と事務局で作業をさせていただきます。3月上旬に第4回の専門委員会を予定しています。それまでに、まだまだご協力いただくこととなりますが、よろしく願いいたします。

(事務局)

熱心なご討議ありがとうございました。今日何点かいただいた宿題について、特に指針・計画の中身についてもたくさんご意見をいただきましたので、これらを反映させて、まとめていきたいと思っております。

それでは、最後に部長から閉会のご挨拶を一言申し上げます。

(部長)

ありがとうございました。

先ほどもご指摘がありましたように、最終報告書を分冊するなどして、見ていただきやすいものをつくって、できるだけよいものにしていきたいと考えております。

3年目の検証を終え、新たな参画と協働の局面に入るということで、我々が慎重に書く改定方向が地味になるのですが、気持ちは本格的な展開を図っていくということで間違いありません。今後とも、表現の仕方も含めて、忌憚なくご意見を賜りますよう、お願いいたします。

. 閉会